

四日市市工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市工事検査規程の一部を改正する規程

四日市市工事検査規程（昭和 4 8 年四日市市訓令甲第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(検査事務の処理)</p> <p>第 3 条 市が執行する工事の検査事務は、総務部<u>工事検査課長</u>(以下「<u>工事検査課長</u>」という。)が処理する。ただし、市長が特に認めるときは、検査事務の全部又は一部を工事担当課長に処理させることができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により、工事担当課長が検査事務の全部又は一部を処理する場合において、<u>工事検査課長</u>は、特に必要があると認めるときは、検査職員を選定することができる。</p>	<p>(検査事務の処理)</p> <p>第 3 条 市が執行する工事の検査事務は、総務部<u>検査室長</u>(以下「<u>検査室長</u>」という。)が処理する。ただし、市長が特に認めるときは、検査事務の全部又は一部を工事担当課長に処理させることができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により、工事担当課長が検査事務の全部又は一部を処理する場合において、<u>検査室長</u>は、特に必要があると認めるときは、検査職員を選定することができる。</p>
<p>(検査台帳の作成)</p> <p>第 5 条 <u>工事検査課長</u>は、第 8 条第 1 項又は第 7 項の規定により工事完成届等又は随時検査要求書及びその関係書類の送付を受けたときは、工事(検査)台帳を作成し、検査の経過を明確に記入しなければならない。</p>	<p>(検査台帳の作成)</p> <p>第 5 条 <u>検査室長</u>は、第 8 条第 1 項又は第 7 項の規定により工事完成届等又は随時検査要求書及びその関係書類の送付を受けたときは、工事(検査)台帳を作成し、検査の経過を明確に記入しなければならない。</p>

(検査月報)

第6条 工事検査課長は、第3条第1項本文の規定により行った検査について、毎月末日現在において検査月報(第1号様式)を作成しなければならない。

2 工事担当課長は、第3条第1項ただし書の規定により行った検査について、毎月末日現在において検査月報を作成し、翌月5日までに工事検査課長に提出しなければならない。

3 工事検査課長は、前2項の規定により作成し、又は提出された検査月報を取りまとめ、速やかに総務部長に報告しなければならない。

(検査実施の手続)

第8条 工事担当課長は、四日市市工事執行規程(昭和46年四日市市訓令甲第12号)第32条第2項又は第3項の規定により工事完成届等の送付を受けたときは、工事の全部又は一部の完成を確認のうえ当該工事完成届等に検査に必要な書類を添えて、速やかに工事検査課長に送付しなければならない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により工事担当課長において検査を行うものについては、この限りでない。

2 工事検査課長は、前項の規定により工事完成届等の送付を受けたときは、直ちに当該工事の検査を担当する検査

(検査月報)

第6条 検査室長は、第3条第1項本文の規定により行った検査について、毎月末日現在において検査月報(第1号様式)を作成しなければならない。

2 工事担当課長は、第3条第1項ただし書の規定により行った検査について、毎月末日現在において検査月報を作成し、翌月5日までに検査室長に提出しなければならない。

3 検査室長は、前2項の規定により作成し、又は提出された検査月報を取りまとめ、速やかに総務部長に報告しなければならない。

(検査実施の手続)

第8条 工事担当課長は、四日市市工事執行規程(昭和46年四日市市訓令甲第12号)第32条第2項又は第3項の規定により工事完成届等の送付を受けたときは、工事の全部又は一部の完成を確認のうえ当該工事完成届等に検査に必要な書類を添えて、速やかに検査室長に送付しなければならない。ただし、第3条第1項ただし書の規定により工事担当課長において検査を行うものについては、この限りでない。

2 検査室長は、前項の規定により工事完成届等の送付を受けたときは、直ちに当該工事の検査を担当する検査職員

職員を選定し、検査実施日時を定めて当該工事担当課長に通知しなければならない。

3 (略)

4 工事検査課長は、第3条第2項の規定により検査職員を選定する場合は、事前に工事担当課長に通知しなければならない。

5 (略)

6 工事検査課長は、前条第4号の随時検査の必要があると認めた場合は、随時検査通知書(第2号様式)により事前に工事担当課長に通知しなければならない。

7 工事担当課長は、前項に規定する随時検査通知書を受領した場合、随時検査を受けようとする場合又は受注者から随時検査の依頼を受けた場合は、随時検査要求書(第3号様式)に検査に必要な書類を添えて工事検査課長に提出しなければならない。

(検査の中止等)

第12条 検査職員は、検査に当たり受注者等が指示に従わず、又は検査の執行を妨害したときは、検査を中止し、直ちに工事検査課長(第3条第1項ただし書の規定により工事担当課長が処理する検査にあつては、当該工事担当課長。次項、第13条、第16条及び第20条において同じ。)に報告しなければならない。

を選定し、検査実施日時を定めて当該工事担当課長に通知しなければならない。

3 (略)

4 検査室長は、第3条第2項の規定により検査職員を選定する場合は、事前に工事担当課長に通知しなければならない。

5 (略)

6 検査室長は、前条第4号の随時検査の必要があると認めた場合は、随時検査通知書(第2号様式)により事前に工事担当課長に通知しなければならない。

7 工事担当課長は、前項に規定する随時検査通知書を受領した場合、随時検査を受けようとする場合又は受注者から随時検査の依頼を受けた場合は、随時検査要求書(第3号様式)に検査に必要な書類を添えて検査室長に提出しなければならない。

(検査の中止等)

第12条 検査職員は、検査に当たり受注者等が指示に従わず、又は検査の執行を妨害したときは、検査を中止し、直ちに検査室長(第3条第1項ただし書の規定により工事担当課長が処理する検査にあつては、当該工事担当課長。次項、第13条、第16条及び第20条において同じ。)に報告しなければならない。

2 工事検査課長は、前項の規定により検査職員の報告を受けたときは、直ちに検査職員に必要な指示を与えるとともに、適宜の措置をとらなければならない。

(検査の結果等)

第13条 検査職員は、検査を実施したときは、検査調書(第5号様式)を作成し、受注者等の給付が契約の内容に適合しているか否かを判定し、当該検査調書に資料を添えて工事検査課長に提出しなければならない。

2 (略)

3 工事検査課長は、第1項の規定により提出された検査調書により検査が完了したと認めたときは、検査結果通知書を作成し、当該検査調書を添えて工事担当課長に送付しなければならない。

(工事成績評定書の作成)

第16条 工事検査課長は、工事が完成検査に合格したときは、遅滞なく別に定める工事成績評定基準に基づき工事成績評定書及び工事成績通知書を検査職員に作成させ、工事担当課長に送付しなければならない。ただし、契約金額50万円(営繕工事にあつては100万円)未満の工事については、この限りでない。

2 工事検査課長は、前項の規定により

2 検査室長は、前項の規定により検査職員の報告を受けたときは、直ちに検査職員に必要な指示を与えるとともに、適宜の措置をとらなければならない。

(検査の結果等)

第13条 検査職員は、検査を実施したときは、検査調書(第5号様式)を作成し、受注者等の給付が契約の内容に適合しているか否かを判定し、当該検査調書に資料を添えて検査室長に提出しなければならない。

2 (略)

3 検査室長は、第1項の規定により提出された検査調書により検査が完了したと認めたときは、検査結果通知書を作成し、当該検査調書を添えて工事担当課長に送付しなければならない。

(工事成績評定書の作成)

第16条 検査室長は、工事が完成検査に合格したときは、遅滞なく別に定める工事成績評定基準に基づき工事成績評定書及び工事成績通知書を検査職員に作成させ、工事担当課長に送付しなければならない。ただし、契約金額50万円(営繕工事にあつては100万円)未満の工事については、この限りでない。

2 検査室長は、前項の規定により工事

工事成績評定書を検査職員に作成させた場合には、当該工事成績評定書の写しを総務部調達契約課長に送付しなければならない。

(検査を委託して行った場合の措置)

第20条 工事検査課長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により、検査職員以外の者（以下「受託検査職員」という。）に委託して検査を行わせた場合には、受託検査職員から当該検査の結果について検査調書その他検査の内容を明確にした書類等を提出させなければならない。

2 (略)

成績評定書を検査職員に作成させた場合には、当該工事成績評定書の写しを総務部調達契約課長に送付しなければならない。

(検査を委託して行った場合の措置)

第20条 検査室長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により、検査職員以外の者（以下「受託検査職員」という。）に委託して検査を行わせた場合には、受託検査職員から当該検査の結果について検査調書その他検査の内容を明確にした書類等を提出させるとともに、完成検査に際しては、検査職員も同時に検査に立ち合わせなければならない。

2 (略)

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

検 査 月 報

工事種別 検査種類	土	木	建	築	電	気	機	械	計
完 成									
完 成 手 直 し									
部 分 完 成									
部分完成手直し									
そ の 他									
既 済 部 分									
小 計									
随 時 検 査									
手 直 し 検 査									
合 計									

備考：単位は件数

検 査 月 報

検査種類 検査担当課	完	完	部	部	既	随	随	そ	計
	成	成	分	分	済	時	時	の	
	成	手直し	完	完	部	検	検	他	
計									

備考：単位は件数

検査実施時における工事施行上等の所見

工事種別	検査種類	<input type="checkbox"/> 完成検査		<input type="checkbox"/> 第 回既済部分検査		
	担当課名			契約番号		
<input type="checkbox"/> 土 木	工 事 名					
<input type="checkbox"/> 建 築	契約金額	当初		工期	当初	～
<input type="checkbox"/> 電 気		最終			最終	～
<input type="checkbox"/> 機 械	受注者					
<p>所 見（できるだけ箇条書きにすること。）</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">監督職員名 _____</div> <p>（課確認日： _____）</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">（検査日： _____）</div> <p>課完成確認者名 _____</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">検査職員名 _____</div>						
<p>○実施時において問題となった事項及びその処理</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 100%;"></div>						
<p>○将来において問題となることが予想される事項</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 100%;"></div>						

備考：検査実施時において問題となった事項及び工事完成後の将来において問題となる
ことが予想される事項について記載する。

第2号様式（第8条関係）

随時検査実施通知書

検 号
年 月 日

工事担当課長

工事検査課長

四日市市工事検査規程第8条第6項の規定による、随時検査の実施を下記のとおり通知します。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 受注者氏名
- 5 工 期
- 6 契約金額
- 7 随時検査の範囲
- 8 検査実施予定日

年 月 日 午前・午後

第3号様式（第8条関係）

随時検査要求書

年 月 日

工事検査課長

工事担当課長

四日市市工事検査規程第8条第7項の規定に基づき、下記の工事について随時検査を要求します。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 受注者氏名
- 5 工 期
- 6 契約金額
- 7 随時検査を受けようとする出来形部分の内容
- 8 検査実施希望日 年 月 日 午前・午後

破 壊 検 査 通 知 書

検査年月日	年 月 日 年 月 日	契約番号	
工事場所	四日市市 地内	契約金額	
工事名			
受注者			
破壊検査の場所			
破壊検査の理由			
立会者	監督職員	受注者	
		現場代理人	
<p>上記理由により記載の部分の破壊検査をすることを通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査職員</p>			

検査調書

年 月 日	
工事検査課 課 検査職員氏名	台帳番号
立 会 人 _____ 課 監督職員 職氏名 受注者 現場代理人	
契約番号	
工事場所	四日市市
工事名	
認定事項	
工 期	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日
受注者	
契約金額	¥
手直し指示 事 項 所 見
検査実施日	年 月 日 ～ 年 月 日
工事担当課長 第 号 年 月 日 上記検査調書のとおり結果を通知します。 <div style="text-align: right;">工事検査課長</div>	

備考 この検査調書は2部作成する。

第7号様式から第9号様式までを次のように改める。

手 直 し 工 事 完 了 届

年 月 日

四日市市長

受注者 住 所
氏 名
〔 名称及び
代表者氏名 〕 ※署名又は記名押印

契 約 番 号		次のとおり手直し工事が完了しましたから報告します。	
工 事 場 所	四日市市 地内		
工 事 名			
手直し命令 年 月 日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
手直し完了 年 月 日	年 月 日		
手直し命令 事 項			
措 置 事 項			

年 月 日
第 号

様

四日市市長 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

下記工事について、四日市市工事検査規程第16条の2の規定により評定結果を通知します。

工 事 年 度	年 度	契 約 番 号	—
工 事 場 所			
工 事 名			
工 期	年 月 日 ~	年 月 日	
契 約 金 額	¥		
完成検査年月日	年 月 日 ~	年 月 日	
工事成績評定点	点	判定	優秀・良好・普通・やや不良・不良
備 考			

優秀：100～85点 良好：84～70点 普通：69～60点 やや不良：59～50点
不良：49点以下

四日市市 部 課
課

表

第	号
検 査 職 員 証	
氏 名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、四日市市工事執行規則第19条第1号に定める検査職員であることを証明する。	
（有効期限は 年 月 日までとする。）	
年 月 日	
四日市市長 印	

日本標準規格B8

裏

1. 本証は、検査を実施するときは常に携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。
2. 本証を紛失したときは、直ちに届け出ること。
3. 本証は、他人に貸与したり譲渡しないこと。
4. 退職その他不要になったときは、返却すること。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(総務部検査室)